

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○公印を改刻しその使用を開始する件	三五
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	三五
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	三五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	三五
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三五
○道路の供用を開始する件	三五
○港湾計画の変更の概要を公告する件	三五
○落札者を決定した件二件	三五

告 示

福島県告示第五百号
 公印を次のように改刻し、平成二十九年七月十二日その使用を開始する。
 平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

職印

24の2	番号	福島県現金取扱員印（福島県福島空港事務所用）	公印の名称
	印	福島県福島空港事務所 の福島県現金取扱員	公印管理者

（文書法務課）

福島県告示第五百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年七月十一日から同年十一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原町百六十三番一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 （変更前）株式会社アラジンホールディングス
 代表取締役社長 吉村 聖二
 福島県郡山市島二丁目三十二番二十四号
 （変更後）株式会社アラジンホールディングス
 代表取締役社長 吉村 圭三
 福島県郡山市島二丁目三十二番二十四号
- 三 変更した年月日
平成二十九年六月一日
- 四 届出年月日
平成二十九年六月二十九日
- 五 届出をした者
株式会社アラジンホールディングス

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡棚倉町大字八槻字八ツ脇九四、九六の一、九七、一〇〇の二、一四五、一四六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

南相馬市原町区雫字犬這一四四（国有林）、字北迫田一六七の一から一六七の三まで（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

大竹茂平 星博文 星源一 星政親 星達雄 渡部ニシ 渡部恭子 大竹幸一 児山義一 渡部彌 星房夫 星余市 渡部一伸 星武多 大竹正司 星博文 渡部利

一 小島美穂 小島克彦 相原慎二 飯野ムツ子 大竹正宏 渡邊功 湯田利喜男

湯田哲男 湯田一造 大堀エミ子 湯田孝義 渡部昶 湯田又十郎 渡部常道

星傳助 佐藤セン 星傳助 湯田國勝 大竹茂平 星弥三郎 保証責任田島信用購

買販売組合 大竹茂平

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第三百四十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十九年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道栗山館岩線	南会津郡南会津町湯ノ花字水引五 六番三地从先から 同 郡同 町湯ノ花字水引五 四番地先まで	平成二十九年七月一日

（道路計画課）

公 告

公告第百五十九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、相馬港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成二十九年七月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要を公告する件（平成二十五年公告第百九十号）によりその概要を変更した相馬港湾計画について、土地利用需要の変化及び港におけるにぎわい空間の創出に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

1 危険物取扱施設計画

地区名	港 湾 施 設
五号ふ頭	五、〇〇〇D/W級 水深七・五メートル ドルフィンニバース 危険物取扱施設用地 九ヘクタール

2 港湾環境整備施設計画
緑地

地区名	面積（ヘクタール）
一号ふ頭	七
四号ふ頭	五
五号ふ頭	三

3 土地造成及び土地利用計画
土地利用計画

（単位 ヘクタール）

地区名	用地	用途	面積
一号	ふ頭	港 湾 交 流 工 業	一一・二四
六	市 街 交 通	都市機能用地	一・二六
七	緑 地	危険物取扱施設用地	一・二七
四〇	合 計	廃棄物取扱施設用地	一一・二七

ふ頭	ふ頭	ふ頭
(一一)	(一二)	(一四)
(一九)	(二二)	(二六)
(二九)	(三二)	(三七)
(三九)	(四二)	(四六)
(四九)	(五二)	(五七)
(五九)	(六二)	(六七)
(六九)	(七二)	(七七)
(七九)	(八二)	(八七)
(八九)	(九二)	(一〇七)
(九九)	(一〇二)	(一〇七)

注一 (一)は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注二 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注三 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

（港 湾 課）

公告第160号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年7月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪ドーザⅠ（18t級） 1台
 - (2) 除雪ドーザⅡ（14t級） 1台
 - (3) 除雪ドーザⅢ（18t級） 1台
 - (4) 除雪ドーザⅣ（18t級） 1台
 - (5) ロータリ除雪車Ⅰ（2.6m級） 1台
 - (6) ロータリ除雪車Ⅱ（2.2m級） 1台
 - (7) ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級） 1台
 - (8) ロータリ除雪車Ⅳ（2.6m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (5) 1の(5)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
 - (6) 1の(6)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
 - (7) 1の(7)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
 - (8) 1の(8)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 19,062,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 17,652,600円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 21,346,200円
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 19,828,800円
 - (5) 1の(5)に掲げる物品等 49,032,000円
 - (6) 1の(6)に掲げる物品等 36,828,000円
 - (7) 1の(7)に掲げる物品等 48,492,000円
 - (8) 1の(8)に掲げる物品等 49,140,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年5月9日

(入札用度課)

公告第161号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年7月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
胃胸部併用デジタル検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社三陽 福島県福島市松浪町8番13号
- 5 落札金額
74,995,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年5月16日

(入札用度課)